

赤文字が事業者側で記入する部分です。

(産業廃棄物収集運搬処分用)
業務委託契約書収入
印紙

1 委託番号及び 土管委第5号
委託件名 土浦市〇〇産業廃棄物収集運搬処分業務委託

公告や指名通知を確認し正確に記入

2 委託場所 土浦市 大和町 地内

3 委託期間 自 令和6年 11月 1日

日数は初日を算入します

至 令和7年 3月 20日 140日間

4 業務委託料 金 8,800,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 800,000 円

5 前払金 なし

6 部分払 1回

公告を確認し回数を記入。
ない場合は「なし」と記入税込みの額を記入し、
内税を記入

7 契約保証金 要する

8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号該当

上記業務の委託について委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする

この契約締結の証として、紙による契約の場合は本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

電子契約の場合は、本書を電磁的記録により作成し、当事者合意の上、電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和6年10月31日

契約日は開札日の翌日を1日目として5日目です。
5日目が土日祝日の場合は最も近い手前の平日です

所在 茨城県土浦市大和町9-1
発注者 代表者名 土浦市 市長 安藤 真理子 印

所在 土浦市土浦1-1-1
受注者 商号 土浦〇〇興業
代表者名 代表取締役 土浦 太郎 印

電子契約の時はデータ上で入力してください

2ページ目まで記入してください

産業廃棄

発注者

表になっている部分を入力してください

、仕

様書に示す発注者の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分について次の事項について特約事項として締結する。

（受注者の事業範囲）

第1条 受注者の事業範囲は以下の通りである。受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。なお、許可事項に変更があった場合は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

【収集運搬業】

	積み込み場所	荷下ろし場所
許可番号及び 許可都道府県等	00-0000-000000 茨城県	同右
許可品目	収集運搬 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	同右

【処分業】

処分業許可番号及び 許可都道府県等	000-0000-0000000 茨城県
業の区分	中間処理：破砕
処分方法及び許可品目	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず、がれき類

（委託する産業廃棄物の種類及び数量）

第2条 発注者が受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は次のとおりとする。

◎収集運搬

種類	数量（単位）
廃プラスチック類	100（トン）
金属くず	50（トン）

3 ページ目に続きます

◎処分

種類	数量（単位）
廃プラスチック類	100（トン）
金属くず	50（トン）

（処分の場所、方法および処理能力）

第3条 受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を、次のとおり処分する。

事業場の名称	土浦〇〇興業 処分工場
所在地	茨城県〇〇市〇〇町1-1-1
処分の方法	破碎
施設の処理能力	100 t/日

（最終処分の場所、方法及び処理能力）

第4条 受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする

最終処分先の 番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1	〇〇リサイクル（株）	〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1	埋立（安定型）	150,000m ³

（適正処理に必要な情報）

第6条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

4 ページ目以降は約款部分ですので記入する事項はありません

オ 日本産業規格JIS S 5015に規定する固有マークが付された廃製品の場合には、固有マーク表示に関する事項

電子契約の場合は、この契約書データをワード形式のまま電子契約申出フォームで送信してください

キ その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点か